

いのちと健康・兵庫センターニュース



2016年9月号

発行者：働くもののいのちと健康をまもる兵庫センター

「いの健」兵庫センター 第6回労働講座を開催

8月27日、いの健・兵庫センター第6回労働講座が神戸市勤労会館で開かれました。門泰之事務局長が「未来の日本の平和と、それを担う学生や若者の存在を大切に、わたしたちの未来をどう創ってゆくのかを考える場にしましょう」とあいさつ。神戸あじさい法律事務所の坂本知可弁護士から危険な憲法の改正問題について、関西学生アルバイトユニオンの堀詩織氏、佐藤晃司氏から現在の過酷な学生アルバイトの実態とその背景について講義をうけ学習を深めました。



第1講義「戦争法廃止憲法をまもるたたかい」坂本知可弁護士

明日の自由を守る若手弁護士の会（通称あすわか）で日本国憲法の素晴らしさを伝える活動をしている坂本知可弁護士は、2014年4月に発表された自民党改憲草案がたいへん危険な内容になっていることを指摘し、その内容を理解するため、「憲法とはなにか」と問いかけ講義を進めました。

「幸せになろう！これが憲法が一番の目的にしていること」「私たちは生まれた時から自由で権利を持ち、個人としても尊重される大切な存在」「それを実現し、生きたい人生を送れることを考えているのが憲法で、それを守り私たちの人権を保障するために存在するのが憲法です」と日本国憲法第13条を示し、国家権力を縛る最高法規といわれる法律であることを強調しました。

基本的人権、国民主権、戦争放棄の憲法の3つ柱を確認し、憲法を改悪する危険な動きを示しました。

いま、日本ではどんなことが起きているのでしょうか？

安倍首相・自民党が憲法9条の改正を考え、そのハードルを下げるため憲法96条の改正を試みたが頓挫、かわって憲法9条の憲法解釈を変え集団的自衛権の行使を今の枠組みの中で認められるよう閣議決定し、昨年9月に安保法制が強行採決され成立した経過を述べ、その危険な内容を具体的に示しました。

特定秘密保護法

外交、防衛、スパイ活動の防止に関係する情報を指定し、特定秘密として国民には知らせない『特定秘密保護法』について、「この法律に違反した人、特定秘密に近づき取得した人、その秘密を知ろうとした人は刑罰を受け、最高10年の刑が用意されている。細かいところが調査の対象となりプライバシーを害することが大きな問題となる。国民の本来知るべき正確な情報もたくさんある中、その正確な情報を知らずして国民が政府のやっていることが正しいかどうかを判断できない。国民主権を大きく害する恐れと、私たちが持っている憲法上の知る権利を侵害するものではないか」と懸念を示しました。

集団的自衛権行使容認

たくさんの憲法学者が違憲であると明言したにもかかわらず、強行採決したことを述べ「私たちや同盟国が他の国から攻撃を受けた時に、その国と一緒に、新3要件を満たせば集団的自衛権を行使し

反撃ができる」とこれまでと大きく変わったことに言及し「どういう場合に自衛権が行使できるのかが全く分からない」と疑問を呈されました。容認の理由として「政府の見解は国際的なテロや、北朝鮮の脅威など安全保障環境が大きく変化しているため、日米同盟を強化しそれを抑止力にする。軍事力をもって平和を実現するという考え方で、積極的平和主義で国際平和に貢献するとし、軍事力で平和を実現しようとしているもの。そのため自衛隊をもつと海外の危険な地域に派遣して危険な業務に活用し、戦場以外であれば自衛隊が活動でき、武器弾薬の提供も業務として可能になった。地理的な限定が解かれ自衛隊が世界中どこでも行ける状態になり歯止めが利かなくなってしまう」ことなどを強く訴えました。「そもそも憲法9条に明らかに違反する法律で、その憲法解釈を変えるとというやり方で作ってしまったことが大きな問題。これから予想されるのは自衛隊員の命がかなりの危険にさらされること。今後アメリカで導入されている経済的徴兵制も予想される。軍事費、防衛費も年々拡大していて必要な分野に予算が割かれなくなってしまう」と危惧しました。



自民党改憲草案

「これは本当に怖い憲法改正草案、自衛隊ではなく国防軍と言うものを設置しようとしている。私たちは個人として尊重されることに意味があり憲法もそれを目的にしている。しかし自民党はその「個人」の「個」をあえてとって「人」として尊重されると憲法13条を変えようとしている。個性を持った「人」ではなく「駒」として考えている」と危機感を強く述べました。「また公共の福祉に反しない限り尊重されると書かれているが、自民党は「公共の福祉」という言葉から「公益及び公の秩序」と言う言葉にかえている。これも戦前の「お国のために」という発想につながるものではないのか」と懸念しました。

今後、最大のテーマになる『緊急事態条項』に言及し「これはもともと日本国憲法にないもので、自民党の改憲草案に記されたもの。『緊急事態条項』というのは大災害や有事（戦争）が起きた場合に内閣に権力を集中させて、内閣の判断で国民の権利・人権を制限できる法律が作れるようになるといった制度で、先日の参議院選挙で改憲勢力が両議員の2/3以上となってしまったので、いよいよ96条で2/3以上の参議院の賛成で提案が可能な状況になってきた」東京新聞2015年9月30日の自民党の古屋氏憲法改憲推進本部長代理の記事を引用し「本音は9条改憲だがリスクも考えなければいけない、緊急性が高く国民の支持も得やすいのは緊急事態条項だ。本音を言わずにスタートしたい」との発言を紹介し「この緊急事態条項を私たちはきちんと勉強しなくてはいけない」と強調しました。

いま私たちに何ができるのか

最後に坂本弁護士は「ちっぽけな存在の私たちにいったい何ができるのか。現状は私たち一人一人の国民がきちんと集まり、声をあげていかないと何も変わっていかない状況です。日本国憲法12条は『この憲法は国民が保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない』と規定しています。私たちの権利、自由は、私たち自身がきちんと憲法を守ることによって、守り続けるものではないか。現状を知らないで怒りも出てこない、当事者意識も全く出てこない。まずは皆さんに知ってもらおう事「知憲」。日本国憲法のこと、自民党改憲草案のこと、過去の戦争のことをまず自分自身が知った上で周りの人に伝えていかないといけない。私が今重要だと考えているのは、子供たち若い世代に対して憲法をきちっと伝えていくということ。それぞれの立場でまずできることから、無理なく楽しく運動をしてゆくことが必要であると思います」と強く訴えました。

第2講義「学生若者のアルバイト労働の実態」

関西学生アルバイトユニオン 堀詩織氏・佐藤晃司氏

関西学生アルバイトユニオンは、学生の相談を受け問題を解決する相談活動・その問題の背景を考える学習活動・学生の現状を大学や高校で話し交流の場を作る講演活動などを目的とし、2015年2月21日に関西の大学生を主なメンバーとして結成されました。共同代表の堀詩織氏と企画部長の佐藤晃司氏から過酷な学生アルバイトの現状とユニオンの活動が語られました。

バイトアンケート・労働相談からみる、学生アルバイトの実態

511名の大学生のアンケート結果からアルバイトが原因で勉強やテストに支障が出ている学生が



511人中162人(31.7%)に上っている事を紹介し、学生に違法な長時間労働や過重労働を課し、学業など学生生活に支障をきたすブラックバイトの実態について報告しました。

「知らない間にシフトが勝手に決められ自分の予定が全く立てられない」「店長から大学のテストなんか一夜漬けでいい、と言われた」「出勤できないと言うと俺が死ぬばいいんだな、との返事」「学校を休め、と電話で言われる」など具体的な事例が語られました。休暇を希望しても人手不足を理由に「もっとシフトに入る事を求め続けられるため、やめる順番待ちが起こっている」「就活のため退職を願い出でも却下される」「学校を休んでもっと勤務に入ってくれ、と電話で強要される」というケースも紹介され「1~2か月の経験で次の新人の教育を押し付ける」「給料日が不定期で2か月分になったりする」「休む時は必ず理由を書かされる」「タイム

カードで終了してから残業させられ給料が出ない」「残業したのは仕事が遅かったから、と残業代が支払われない」など驚くべき事例が次々と報告されました。実に222人(43%)がバイトを辞めたいと答えており「サービス残業をした(52/511人)、バイトに有給休暇はないと言われた、ある事を知らなかった(260/511人)知っているけれど取れない(366/511人)、最低賃金以下で働いている(6/511人)」などのアンケート結果が次々と報告されました。

退職を希望しても「いきなり辞めるのだから損害賠償金を払え」と脅しをかけられる事例や「自分が辞めると、他のアルバイト仲間に大きな負担が押し加かることが脳裏にチラついて辞めることができない」という声を紹介し「バイトが忙しくて、学校に入ってもちゃんと勉強ができていない、いったい自分は何のために大学に来ているのか」との悩みが寄せられている実態が語られました。

労働相談では、塾のバイトでは授業前の会議や授業の準備、採点、個々の生徒に対する指導の時間が労働時間に含まれないという構造としての問題や、居酒屋やレストランなどの飲食に関して「3ヶ月以内に辞めれば違約金3万円を支払う誓約書、ミスしたら給与から天引き、弁償、罰金や違約金が請求される、退職を申し出ると雇うためにかかった経費、求人費、研修費の支払いを要求される」などの相談が寄せられていると報告されました。

アルバイトの背後にある学費・奨学金問題

「学生がアルバイトをしなければやってゆけない、辞めたくても辞められない状況が作り出されていて、

そういう人が増えれば増えるほど働く人全体がしんどくなっていく」との分析を示し、その背景の一つにある大学の学費と奨学金問題を述べました。

「1979年に国公立大3万6千円、私大22万円が2014年では国公立54万円、私立86万円～150万円に増えており、奨学金を使わないと大学へ通えない状況になっている。2014年で奨学金利用者は52.5%、利用者数が1998年で50万人、2015年135万人と2.5倍以上に増えている。中でも有利子利用者が11万人から88万人でいっきに8倍になっている」またアルバイト収入を奨学金返済のため貯蓄をしている人が91人(511人中)。5人に1人は奨学金を借りていることになり「返済することを考えてバイト収入をプールしている。なんのために奨学金を借りたのか。なんのために奨学金なのか」また「奨学金の2014年の滞納者が32万8千人、大学で勉強したいが、経済的理由で借りてしか大学進学ができない家庭的な状況があり、卒業したらすぐに奨学金借金を返さなければならない状況がある」と不条理さを訴えました。



「若者は無関心であるといわれるが、こういうサイクルの中では考える時間すら作れない。大学も就職活動のため予備校化し、就職活動にいかにも有利になれるかを推し進め、一緒に学ぶ仲間であるはずの学生に競争をあおっている」と大学の在り方にも疑問を投げかけました。



ユニオンの結成

そんな中で、「相談会や知識だけではなかなか前に進まない。個人の問題ではなくどうやってみんなで解決するか、という議論から行きついたのが労働組合であった。問題を一人で何とかしようと思うよりみんなでやることの楽しさ、みんなで知る喜び、みんなにいるからこそできる体験や確信を得る場所として創ってゆくことを一番大事にしないではいけなかった。単に悩みの相談機関ではなく、相談者と一緒に考え、変えていくためにユニオンを結成した」と結成までの経緯を述べ「大学生活がアルバイトのために壊されてゆく、ブラックバイトの問題は学生みんなが当事者であり多くの学生と一緒になぜそうなるのかを考え、学生のフィールドを活用して呼びかけてゆく。学生一人一人の問題ではなく、みんなの問題として拮げつなげてゆくための場を大学から創っていかなければならないことを痛感しています」と社会につながるユニオンとしての活動に取り組む決意と展望を述べられ、最後に今後の課題として、過労死・過労自死を防ぐため、学生ユニオンが取り組むための議論を深めてゆく重要性を強調されました。

閉会にあたり津川知久副理事長は「憲法明文改憲のリミットが迫っている。国の形を変えるという事を、憲法を変えることによって完成させようとしている。労働の現場、学びの現場、さらに生活の現場から日本国憲法とは、あらためてどういうものを理解し、その視点から憲法を捉え直してゆくことが勝負の要である」と考える。本日2つの講演からしっかり学ばせていただきました」とあいさつしました。